

○公害等調整委員会規則第 号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与)

第十四条の二 調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員(調停委員長を除く。)を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、調停の手続に関与させることができる。

2 前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。

(映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭)

第十五条の二 調停委員会(第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。)は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、調停の手続を行うことができる。

2 前項の手続に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その手続に出頭したものとみなす。

3 第一項に規定する方法によって調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を
確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。

(映像と音声の送受信による通話の方法による審問)

第四十一条の二 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審問の期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

3 第一項に規定する方法によって審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者

二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なもの

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>であること。</p> <p>4] 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならぬ。</p> <p>(進行協議)</p> <p>第四十三条の四 [略]</p> <p>2 裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。</p> <p>[3] 略</p> <p>4 第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 通話者</p> <p>二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。</p> <p>[5] 略</p>	<p>(進行協議)</p> <p>第四十三条の四 [同上]</p> <p>2 裁定委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における手続を行うことができる。</p> <p>[3] 同上</p> <p>4 裁定委員会は、第二項の規定により、進行協議における手続を行うときは、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>[5] 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。